

第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ●園の保育理念「おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。」を掲げ、3つの保育目標の「すくすく育つ」「わくわく遊ぶ」「いきいき過ごす」、保育方針の「日々の遊びや学びの中で、心と体の成長を促し、想像力や自己表現力を引き出し、視野を広げ、『やさしく、つよく生き抜く力』を育みます」に沿って、子どもを尊重した保育を展開しています。理念・目標は玄関に掲示し、常に目にできるようにしており、保護者には、入園のしおり(重要事項説明書)等に記載して入園説明会、保護者懇談会で説明しています。職員に対しては、年度始めや月1回の昼礼で理念について説明し、理解を深めています。保護者に向けて、入園説明会や保護者懇談会等で説明を行い、園だよりやクラスだより、ホームページ上で園の理念や方針を噛み砕いて周知に努めています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ●法人本部で全国組織の日本子ども育成協議会に加入し、情報を得ると共に、厚生労働省の最新情報の入手にも努めています。地域の福祉計画については、法人本部で都道府県白書等の分析を行い、園長は青葉区園長会議、幼保小校長・園長連絡会、区や市の会合に参加し、得た情報を法人本部にフィードバックし、情報共有を図っています。子どもの出生の状況、都道府県及び都道府県内の市区町村の人口動態、他園の運営状況等を分析するようにしています。経営に関する情報は、法人本部で主として把握分析しています。園長は地域の情報を法人本部に伝えています。		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> ●法人本部として、経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。園としても保育の質の向上や職員の定着率などについて課題を挙げています。法人本部で取り組んでいる課題があり、また、保育園としても運営上の課題として「保育の質の向上」、「職員の定着率」、「園児確保」を挙げています。これらの課題について法人本部と園で十分な情報共有をして取り組んでいかれることを期待いたします。また、職員への周知も非常勤職員を含めて行うと尚良いと思われます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>●法人本部として、中・長期計画があります。ニチイキッズ美しが丘保育園としての中・長期的な目標(ビジョン)は、「選ばれる保育園」、「稼働率の高い保育園」、「新しい人材の育成、発掘」、「リーダーの輩出」、「適正運営」が挙げられています。中・長期的な目標(ビジョン)は、文書として作成された段階にて、具体的に各項目を細分化して工程管理をするまでには至っていません。法人本部としての中・長期計画及びニチイキッズ美しが丘保育園での中・長期的な目標(ビジョン)の内容を現在の経営課題や問題点の解決改善に向けて、具体的な内容にブレイクダウンし、計画内容を工程管理できるように工夫されることが望まれます。さらに、全職員に周知されることが望ましいです。</p>		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>●単年度の計画は、中・長期計画の内容を今年度事業計画に落とし込んだ計画、今年度の行事計画、今年度の指導計画の3つになります。中・長期計画の内容を今年度の事業計画に落とし込んだ計画については、前項【4】と同様に望まれます。今年度の行事計画については、年間行事予定表が作成され、行事実施状況の評価は利用者アンケート等により確認ができています。指導計画では、全体的な計画から年間指導計画、月間指導計画、週・日案が作成され、それぞれの計画書に自己評価欄を設け、評価が行われています。但し、年度計画の期ごとの計画の欄に振り返りを作成されると尚良いと思われれます。そして、これらの計画は、全職員に周知されることが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>●法人本部の中・長期計画と、ニチイキッズ美しが丘保育園としての中・長期的な目標(ビジョン)があります。また、園の今年度の指導計画、行事計画を作成し、行事計画は、昨年の自己評価、職員の意見を考慮して主任、園長が原案を作成し、職員会議で周知しています。指導計画は、クラス担任が原案を作成し、主任、園長の承認を得て職員会議で周知しています。行事計画、指導計画共に評価、見直しのプロセスを整備しています。なお、法人本部で中・長期計画はありますが、職員にまで周知されていない部分もあります。行事計画、指導計画は、評価・見直し手順を整え、中・長期的な目標(ビジョン)については、計画期間中において、事業計画の実施状況を予め定められた時期、手順に基づいて把握し、評価を行い、評価結果に基づいて事業計画の見直しを実施すると尚良いと思われれます。そして、全職員に周知されることが望まれます。</p>		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>●法人としての中・長期計画、及び、ニチイキッズ美しが丘保育園としての中・長期的な目標(ビジョン)が作成されています。中・長期計画の内容を今年度の事業計画に落とし込み、行事計画については年間行事予定表として保護者へ周知しています。中・長期事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成する等、方法によって保護者等がより理解しやすいよう工夫を一考され、行事計画についても保護者等の参加を促す観点から周知、説明方法を工夫されることを期待いたします。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>●職員会議や昼礼等の場において職員間で保育や子どもの成長についてディスカッションを行っています。保育の質の向上については、指導計画、日案、週案、月間、年間に振り返り評価欄に記入をして保育内容の見直しを図り、保育の質の向上に努めています。保育士の資質向上については、園独自の自己評価書を設け、自己評価項目が設定され、職員一人ひとりに自己評価項目の中から課題を抽出し、次の目標課題に設定して研鑽をしています。自己評価を基に、定期的に園長と面談し、できなかった項目については次の目標に組み入れる等、取り組みを行っています。また、第三者評価を定期的に受審し、保育内容の評価を行い、保育の質向上につなげています。さらに、指導計画の振り返りチェック体制において、主任が関わると尚良いと思われれます。</p>		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>●日々の課題は、昼礼のミーティングで話し合い、改善につなげています。第三者評価の結果や、指導計画の評価・反省については、課題とその解決策(案)を作成し、案を職員会議にて検討を図り、決定し、実施に結び付けています。職員間での共有化は職員会議で行い、次期計画に組み入れて展開しています。行事については、行事ごとに反省及び振り返りを行い、記録を残して次年度以降に生かしています。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>●ニチエキッズ美しが丘保育園では、保育業務に関するマニュアルが細かく分けて整備されており、その中に職務分掌を記載されているマニュアルもあります。園長の自らの園の経営・管理に関する方針と取り組み、役割と責任を記載しています。平常時のみならず、有事(災害、事故等)における園長の役割と責任については、不在時の権限委任等を含め明確化されています。そして、不在時の権限委任等は主任や主担任等に任命しています。園長自らの役割と責任を含む職務分掌等について文書化されていますが、園長として、改めて会議や研修において表明を図り、保護者へは園だより等で表明する等、周知・理解を図っていかれることを期待いたします。</p>		

【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●園長は、関係法令を理解し、必要に応じて法律に関する文献を熟読し、法人本部のサポートも受けています。園では、法令に関するマニュアルも整備しています。園長は、法人の研修会、マネジメント研修等、法令の勉強会や保育の研究会、発表会に参加して理解を深めています。また、地域環境の法令等、区の会議や研修、園内研修等で知識の向上を心がけています。園ではペーパーレス化の一環としてICT化アプリ「コドモン」を導入し、文書類の電子化に取り組んでいます。地域環境省資源化の取り組みとして、「ヨコハマ3R夢(スリム)プラン」ゴミ減量化、リサイクル等、実施をしていますが、取り組みの習慣化ができていないことや、生ゴミのコンポスト化等、さらに推進されることを期待いたします。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>●園長は、保育の質の維持・向上に意欲を持ち、毎日の報告や毎月の職員会議の中で職員に確認し、個々に応じた対策を図るようにしています。ニチイキッズ美しが丘保育園の保育の質の向上に向けた課題として、「情報共有」、「園内研修実施時間の確保」、「全職員の意識統一」、「常勤職員確保」を挙げ、これらの課題について、定期的に職員と面談を行い、話をしています。保育の質に関する課題については、職員と話を進めて行く計画を進めていますが、雇用形態を鑑み、具体的に進める時間の確保に思案しています。工夫をして具体的に取り組んでいかれることが期待されます。</p>		
【13】	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>●園長は、法人本部と共に経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえた分析や、組織の理念・基本方針の具現化に向け、人員配置、職員の働きやすい環境整備等について検討しています。人事、労務、財務等を踏まえた分析は、法人本部が行っています。経営改善の実効性を上げる検討が不十分になっている要因を鑑み、園としてもさらに積極的に検討されることを望みます。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>●人材確保について、長期の求人計画を策定し、法人で求人専用のパンフレットを作成し、OGが同行して大学で説明会を開催し、地方の大学へも求人活動を行い、法人系列園での体験実習を企画しています。また、福利厚生や社宅制度、家賃援助についても説明しています。研修等の体制、給与、配属等については、職員一人ひとりと面談し、資格を優遇し、柔軟に対応するようにしています。計画に基づいた人材の確保や育成について、全国の保育養成校の訪問、人材採用会社・人材採用メディアのサイトへの登録、合同説明会への参加、オンライン説明会、園見学等を実施しています。採用後の研修は、入社時研修やOJT等、育成に関しては法人として十分に整備されています。法人本部が、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針及び保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について計画をしています。現状は、人材の確保が希薄です。ニチイキッズ美しが丘保育園では、職員の3分の2が非常勤職員となっており、非常勤職員の常勤化等も含めて検討していかれることを期待いたしております。</p>		

【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>●法人本部として一定の人事基準に基づき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価し、職員処遇の水準については、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取り組みを行っています。法人で「期待する職員像等」を階層別に示し、人事考課に連動し、昇給、昇格に反映するよう整備しています。また、採用、配置、異動、昇進、昇格も基準が定められています。さらに、高い透明性をもって全職員に周知されることが望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>●職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理に関する責任体制は明確であり、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認する等、園のみではなく、法人本部のサポートを得ながら職員の就業状況を把握しています。また、職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知しています。年2回「目標管理シート」に基づいて職員との個別面談の機会を設け、職員の悩み相談窓口を組織内に設置する等、職員が相談しやすいよう組織内の工夫をしています。園の課題として、保育の質の向上、働きやすい職場作りが挙げられています。改善点として、職員の希望の聴取等を基に、総合的な福利厚生、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組み等、組織の魅力を高める取り組みや働きやすい職場作りの工夫が期待されます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●組織として「期待する職員像」が示され、職員一人ひとりの目標について目標管理シートにより育成を行っています。職員一人ひとりが設定した目標については、年度当初・年度末(期末)に園長と面談を行い、目標達成度を確認し、助言等を行っています。目標管理シートによる目標管理は、常勤職員は実施していますが、非常勤職員は未実施となっています。目標管理シートに基づく園長との面談は年度当初行っていますが、進捗状況を確認できる中間面談を実施すると良いと思われれます。今後は、非常勤職員も含めて全職員の目標管理が行えるようにすると全体の意識改革にもつながると思われれますので、検討されることを期待いたします。</p>		
【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>●職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、計画に基づいて教育・研修が実施されています。教育・研修計画は毎年、計画の評価と見直しを行っています。「期待する職員像」に沿った必要とされる専門技術や専門資格の明示と共に、教育・研修計画が実行されています。非常勤職員に対しても積極的な研修受講を今度の取り組みとして期待いたします。</p>		
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>●個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握しています。新任職員をはじめ、職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTがマニュアルに沿って適切に行われています。階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施しています。また、外部研修に関する情報提供を適切に行うと共に、参加を勧奨しています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> ●実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についての体制、取り組みについては、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、研修・育成についてのマニュアルが整備されています。さらに、実習指導者に対する研修の実施が望まれます。実習生の受け入れ実績はこれから徐々に増えていくと思われませんが、実習生の受け入れが人材確保につながるケースもありますので、保育士養成校等へのアプローチ等、積極的な受け入れに期待されます。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ●園の情報については、ホームページ、入園案内(重要事項説明書)、パンフレット等で知らせています。園は、運営が株式会社であり、経理数字の公表はしていませんが、入園説明会等で運営内容等の説明を行っています。第三者評価受審結果、苦情体制や改善方法については保護者に対して公表しています。地域に向けて、園の活動状況について広報誌に記載し、区役所に配布しています。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できていませんが、地域への働きかけは行えています。さらに、重要事項説明書に記載している保育内容に関する受付窓口にて区役所の受付窓口を記載されると尚良いと思われれます。また、重要事項説明書への保護者署名押印を綴じ込む配慮も一考されることを期待いたします。		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ●公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みについて、保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施しています。保育所の事業、財務について、外部の税理士による監査支援等を実施し、監査支援等の結果や指摘事項に基づいて、経営改善を行っています。職員は、保育業務マニュアルに基づいて業務を行っていますが、職務分掌が整備されていません。各職位について職務分掌を整備され、権限と責任を明確にして職員全員に周知されることが望まれます。また、法人本部が園の内部監査を実施していますが、内部監査の内容について全職員が理解して職務に反映されることを期待いたします。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●子どもと地域との交流を広げるための取り組みについて、平日の午前中に園庭開放、月に1回子育て広場を開催し、育児相談にも応じています。地域の方を園の行事に誘い、自治会の餅つきでは招待を受け、相互に交流を図っています。また、近隣の高齢者施設への訪問や、区役所の体育館で開催される「なしかちゃん広場」への参加、小学校の校庭を借りて運動会を実施し、夏祭りにはポスターをマンションの方に配付して参加を促し、交流の機会を設けています。社会資源の活用では、消防署の見学、地域ケアプラザ、美しが丘公園こどもログハウス、たまプラーザの夏祭り、平川神社のどんど焼き等に参加しています。個別対応で子育てサポートや病児保育等の案内をする等、幅広く地域との交流に取り組んでいます。ニチキッズ美しが丘保育園では、多くの地域との関わりが行われています。さらに、地域との関わり方についての基本的な考え方の文書を整理し、保管・管理されることが望まれます。また、子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制について整備されると尚良いと思われま</p>		
【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>●これまでに、中学生や高校生の職業体験を受け入れた実績はあります。また、小学校の教員から異業種体験交流の話がありました。今後の予定となっています。今後、ボランティア受け入れの基本的な考え方、受け入れの具体的な方法を詳細に記述してマニュアルを整備されることが望まれます。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>●関係機関・団体についてはリスト化をして整備されています。関係機関では区役所、地域療育センター、児童相談所、保健所、消防署、警察、病院等があり、連携はよく取れています。また、職員会議で説明する等、職員間で情報の共有化も図られています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、職員の気づきにより園長への報告体制を整え、区役所子ども家庭支援課と情報共有する等、支援を実施しています。また、要保護児童対策地域協議会へ参画し、児童相談所等、関係機関との連携を図り、助言を得られる体制を整えています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>●園長は、地域の園長会議、幼保小連絡会、町内会に参加して地域の情報を入手し、ニーズの把握に努めています。そして、運営委員会の実施や子育て広場、一時保育、園庭開放、園の行事への地域の方の招待等を通して、地域の情報やニーズを聞き、園でできる範囲内で対応しています。</p>		

【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>●地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動については、子育て広場での育児相談、青葉区主催の子育てフェスティバル等へ参加しています。また、地域に対して災害発生時の一時避難場所の提供や、備品、備蓄品を有し、地域へ提供できるようにしています。園にはAEDの設置、防災グッズを備え、地域へ案内及び提供しています。さらに、把握した福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動を、計画等で明示されることが望まれます。多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化や街作り等への貢献や、保育所・法人が有する福祉サービスの提供に関するノウハウ、専門的な情報を地域に還元する取り組みを積極的に行っていること等を生かせるよう、今後検討されることを期待いたします。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●保育方針に「日々の遊びや学びの中で、心と身体の成長を促し、想像力や自己表現力を引き出し、視野を広げ、やさしくつよく生き抜く力を育みます」を掲げています。この方針による運営は、子どもを中心に置いた保育であり、この園の特徴の1つとなっています。園の保育方針を職員が正しく理解し、同じベクトルで保育を行うことの共通認識を図り、手法に間違いがあれば皆で話し合い、正していくようにしています。基本的な人権については、入職時採用時研修で学んでいます。子どもにも一人の人間としての人格がある事は研修や会話の中で伝え続けており、保育にも定着しつつあります。基本的な人権について把握し、評価については保育士の目標管理シートにより定期的に把握・評価が行われています。互いを尊重する点については3歳児、4歳児、5歳児の交流保育において、また、団体の中や異年齢で生活するスキルを育てています。職員は、性差を意識して保育には当たっていません。出席簿、グループ分け、製作での色、服装の色、遊び等、子どもが自由に選択できることを尊重しています。子どもの出自、国籍、人種、宗教等で区別することはありません。</p>		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>●マニュアルが整備されており、子どもの着替えやオムツ替えの際には、外部から見られる位置では行わない等、配慮しています。女児のトイレにはドアを設置しています。また、プール使用時は外から見えないように日除けシート、衝立を使用し工夫し、排泄に失敗した際は子どもの羞恥心に配慮して他児に分からないよう処理するようにしています。一人ひとりの子どもにとって、生活の場に相応しい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っています。プライバシー遵守は重要事項説明書にも掲載し、保護者に説明し、署名押印をいただくことが望まれます。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>●園のパンフレットは区役所に設置しています。基本的には園のホームページに掲載し、参照してもらっています。来園者についてはパンフレットを手渡し、希望に応じて説明を行っています。入園希望者に対しては区役所から園見学への薦めを受け、対応しています。園見学の希望の問い合わせには園長、主任が丁寧に対応し、園、見学者双方の希望・都合を調整し、できれば午前中の見学を勧め、土曜日に対応しています。見学者(利用希望者)への提供情報は適宜見直し、作成しています。入園児に対しては、入園説明会にて入園案内兼重要事項説明書で説明しています。入園案内兼重要事項説明書は見直しを毎年行っています。</p>		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>●保育の開始時、変更時の説明と同意については、保護者の意向を念頭に置き、できる範囲で配慮するよう努めています。入園児については、入園説明会の実施をしています。変更点があった際には、運営委員会で保護者代表と意見交換を行い、保護者に手紙として配付しています。開始・変更時には、パワーポイント等を活用して分かりやすく説明し、保護者が理解しやすい工夫や質疑の時間を設けています。保育の開始時、変更時には保護者に説明・同意を得、それを園の書式の書面に残しています。特に、配慮が必要な保護者、例えば外国籍の保護者や知的障害等のある保護者については、園のルールとして個別対応等、あらかじめ対応方法を規定しておくと思われれます。</p>		
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●個人の記録は常にまとめてあり、引き継ぎはいつでもできる体制になっています。就学先の小学校へは必ず保育所児童保育要録を提出していますが、通園途中の保育園の変更等については現在、連携園との引き継ぎは行っており、その場合は保護者の同意を得てから実施しています。卒園・退園後も保護者の希望により、園長をはじめ、在籍する職員で対応を行っています。対応の不可は法人本部と相談して決めています。保育の継続性に関しては、卒園児には運動会や夏祭り等の招待状を送り、卒園時に卒園後いつでも遊びに来て良い旨を口頭で伝えていますが、文書にして渡したり、残すことはしていません。今後、文書にすることが望まれ、入園のしおり等に一文加筆する等、工夫に期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●子どもの満足については、日常の保育の中で常に把握に努めています。保護者の満足度は、行事ごとのアンケートの他、年間で園に対する意見、要望を聞く機会を設けています。第三者評価での利用者アンケートも確認しています。法人としての保護者アンケートを今年から実施します。定期的な保護者の面談、懇談会等でも意見を抽出しています。アンケート等は管理者が集計し、職員会議で全職員に周知し、意見について検討しています。集計・分析の結果、改善策を立て、実行に取り組んでいます。第三者評価アンケートの保護者総合満足度は98%(満足、概ね満足の合計)を得ています。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>●苦情解決の仕組みでは苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名を記載した内容を掲示しています。苦情解決の仕組みについては分かりやすく記載しています。併せて目の付きやすい場所に掲示しています。苦情が述べやすいように意見箱の横に「記入カード」を準備し、保護者が記入しやすいよう工夫しています。いかなる苦情に関する内容も記録して残しています。意見に対して、検討結果は受けた保護者に対してフィードバックし、受けた苦情は公にできる内容は玄関に掲示して公表しています。苦情・意見は職員に周知し、検討を図り、保育の質の向上に役立っています。</p>		
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>●入園説明会時に相談や意見は職員の誰もが対応できることを伝え、相談相手を選ぶことができる旨を説明しています。担任や園長等、保護者の言いやすさ等によって相談等ができる相手は選べる仕組みを取っています。相談内容によっては対応する職員も変えるようにしています。相談スペースとしてはプライバシーに配慮して、相談室が用意されています。また、保護者が相談したり意見を述べたりする際の複数の方法について、相談室面談の他にリモート面談等、複数の方法も検討されると保護者の選択肢が増えて良いと思われれます。</p>		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>●日頃から、保護者が相談しやすいよう職員体制に配慮しています。職員は、送迎時等に保護者の様子を敏感に感じ取るよう努め、声をかけるようにし、相談がありそうな場合は個人面談につなげています。保護者の意見は積極的に把握し、検討するようにしています。相談を受ける際のマニュアルを整備し、マニュアルに沿って対応し、相談に対して、検討時間を要する場合は中間報告をして保護者へ安心を提供するように配慮しています。保護者からの相談、意見は保育の質の向上に生かすよう心がけています。マニュアルは定期的に見直しています。保護者からの意見や相談は直ぐに園長に相談し、対応するように努めています。できる範囲で即日対応、または保護者に許可を得て迅速に対応しています。保護者とのコミュニケーションの日常的な手段は、送迎時等での会話や、連絡ノートが主体です。最近、ICT化アプリ「コドモン」の導入もされました。この機能を拡張して、さらに密接な情報交換のできる工夫に期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>●法人本部にリスクマネジメントに関する委員会が設置されています。園では責任者を園長とし、リスクマネジメントに関する体制を整備しています。事故発生時の手順についてはマニュアルを備え、マニュアルに沿って実施することにしています。園では、全国の法人系列園からの事例を元に事例検討会を行っています。また、法人として危険事例の収集と対策に努め、分析した内容を各園に配付し、園で討議する機会を設けています。収集した事例を基に対策を検討し、再発防止に努め、職員に対する事故防止の研修を実施し、事故防止策に努めています。事故防止策については実効性を見直しを行い、周知を図っています。園内で起きたケガや事故は、報告書に記入し、定期的に見返して反省や改善を行っています。</p>		

【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●感染症対策の責任と役割を明確にした管理体制を整備し、季節の感染症の蔓延防止に努めています。登園禁止の感染症については重要事項説明書にその対応と、再登園の際の手続きも決めて明示し、周知しています。感染症対応のマニュアルを整備し、重要事項説明書にもその内容の一部を掲載して保護者へ周知しています。感染症マニュアルの作成や感染対策係を設け、感染症が蔓延する原因の究明と、その感染症の知識の共有を図り、感染予防の再確認をしています。感染症の予防策は、絵・図で示した手洗い・うがい方法を手洗い場に掲示し、励行して実施しています。感染症対応のマニュアルは適宜見直しを図り、都度、職員へ周知し、勉強会でも確認しています。保護者への情報提供は適宜行い、地域で流行している感染症についても情報を提供し、注意喚起を行っています。看護師を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会を行うことについて、園では保健計画を策定しています。</p>		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●災害時の対応体制、組織図、避難場所については、事務室内に掲示していつでも確認できるようにしています。園の立地条件を考慮し、事業が継続出来る計画(BCP)を持ち、万が一に備えています。子ども、職員の安否確認の方法を示し、全ての職員が理解しています。ICT化アプリ「コドモン」が導入され、安否確認の双方向応答ができます。食料、水、おむつ、毛布、ヘルメット等の備蓄品リストがあり、管理者を決めて管理しています。また、アレルギー児については専用のカバンに特性の詳細を記しています。防災計画、防災体制を策定し、消防署を始めとする連携先に示しています。防災対策や研修を定期的に行っています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>●標準的な実施方法が記載されたマニュアルを整備しています。標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されています。マニュアルに子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護を明確に記載し、会議等でも確認し、共通認識を図っています。標準的な実施方法について、研修や個別の指導は、非常勤職員には実施されていません。非常勤職員に対しても、研修や個別の指導を通して、周知徹底されることがより標準化の統一につながると考えられます。また、標準的な実施方法に基づいて保育が実施されているかどうかを確認する仕組みや標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていないか、検討されることが望まれます。</p>		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>●マニュアル類については法人本部で見直しを行っています。1年間の実施を踏まえて年度末に見直すか否かを確認することを原則としています。指導計画については、日案、週案、月次計画、年間計画と順次振り返り事項を計画の見直しにつなげています。マニュアル類の見直しについて、各園の現状の意見が反映される工夫が望まれ、指導計画についても、園での見直しと法人本部の意見を取り入れる工夫が期待されます。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<コメント> ●指導計画策定の責任者はクラス担任とし、複数担任のクラスはリーダーが責任者となり、園長の承認を得るようにしています。アセスメントは個人記録、個人別指導計画に沿って行います。看護師等異職種に意見を要請することもあります。保育の指導計画は全体的な計画に沿って策定しています。子どもは日常の保育を通してニーズを把握し、保護者は行事後のアンケート等でニーズを抽出し、指導計画に反映させるようにしています。保育実践の振り返りは日案、週案で行い、年間指導計画に記録しています。支援困難ケースへの対応も同じ手順で対応しています。		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント> ●指導計画は法人本部で作成し、作成された指導計画を自園で見直しを図っています。指導計画の見直しは、日案、週案、月案で行い、年間指導計画に記録しています。見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知しています。指導計画の振り返りで課題が見つかった場合は、次の計画に反映しています。指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを緊急に変更する場合を含め、法人本部とニチイキッズ美しが丘保育園との間でルール化されると尚良いと思われま		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<コメント> ●子どもの発達状況は、経過記録に記録しています。乳児・幼児でそれぞれ記録を取り、保護者にも配付しています。昼礼でも毎日、午前中の様子をクラスごとに報告し、職員間で共有しています。配慮を要する子どもについては、職員会議や担任会議で情報共有を行っています。記録要領の研修を園全体で行い、個別に行う場合もあります。保育に関する情報の流れ・情報分別、設置場所も定めています。情報の活用についてはテーマを絞って職員会議で話し合っています。さらに、常勤職員から非常勤職員への情報の流れがルール化されると良いと思われま		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> ●子どもの記録類については法定保管年数が定められており、基本的には法定年数を遵守することとしています。個人情報に関しては機密管理規定に定められています。保護者には、不適切な利用、漏洩がないことを重要事項説明書で説明し、文書化しています。記録管理の責任者は園長としています。記録の管理方法についてはマニュアルに定め、鍵のかかる書庫で管理及び保管を行い、その取り扱いについては研修を実施して周知徹底を図っています。また、基本的には事務室での作業を行い、漏洩に注意しています。個人情報の取り扱いについては保護者へは重要事項説明書で説明し、理解の上、同意書を得ています。		

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<p><コメント></p> <p>●全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の精神に沿い、それを犯さず、子どもの最善の利益を実現できる趣旨で編成しています。全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成しており、理念、方針自体が児童憲章等の法令に準拠して編成されています。全体的な計画は子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態等を考慮して編成しています。全体的な計画の趣旨である、低年齢からの保育で母親との日常のコミュニケーションで得られる体験を前に入園する子どもに対して、その対応にも配慮して策定しています。全体的な計画は、法人本部で作成したものを園長が見直していますが、保育に関わる職員が参画して編成することが期待されます。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>●保育室の環境については、室内の温度管理は夏21～28度、湿度管理は冬20～23度、湿度60～70%の設定湿度範囲を定めて管理しています。換気については循環式の強制換気その他、適宜窓を開けて自然換気に努めています。保育室は南西向きで採光は十分取り入れられており、明るいです。音に関する環境については、音楽や子どもの声等、地域にも配慮し、職員の声の大きさも常に適切な状態に保持するよう注意しています。園庭は広く、陽が燦爛と入り、固定遊具では鉄棒が設置されています。保育園内外の設備は常に清掃し、用具や寝具の消毒等をチェック表に沿って行い、衛生管理に努めています。家具や遊具の素材・配置、保育士の導線等の工夫を行い、室内の有効活用に努めています。一人ひとりの子どもが寛いで、落ち着いて過ごせる場所の設定に留意しています。午睡は、食事テーブルを移動して行っています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●子ども一人ひとりの成長と発達過程、家庭環境等から生じる子どもの個人差を十分に把握し、尊重した保育を行っています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう配慮し、対応しています。自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちを汲み取ろうとしています。職員は、子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちに沿って適切に対応しています。例えば、子どもがやりたいこと、行きたい場所への希望にはできるだけ沿うように努めています。話し方については、大人の感覚を押し付けず、子どもに分かりやすい言葉遣いや話し方で伝え、穏やかに、ゆっくりと分かるまで話すようにしています。子どもの気持ちを大切にし、子どもが分からない、希望があるものそれを伝える言葉が見つからない等、それを根気よく待ち、子どもの気持ちに寄り添うよう努めています。一斉ではなく一人ひとりを大切に關わって保育をしています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮し、経験できる環境作りを心がけています。基本的な生活習慣では、トイレトレーニングやお箸の持ち方、睡眠等について保護者と連携して行っています。基本的な生活習慣の習得に当たり、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して、トイレの声かけ等、援助を行い、決して無理強いはいしていません。基本的な生活習慣の習得では強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重し、集団生活の中で自分もやってみる、できた気持ちを大切に自由保育で支援しています。毎日の生活は一人ひとりの子どもの状態に応じて、「活動」と「休息」のバランスが保たれるように工夫しています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように絵本や紙芝居等で働きかけています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>●保育理念である「おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。」保育を日々、心がけ保育を行っています。子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備しています。色紙、折り紙、クレヨン等は自由に使えるようにし、粘土は各自保有しています。遊具、教具、教材は自由に使えるので、子どもは独創的な遊びや自由発想で楽しんでいます。栽培体験では、大家さんの畑でさつまいも栽培をして幼児がスイートポテトを作り、プランターではトマトを栽培して、スパゲティのソースを作ります。また、2歳児が5歳児の卒園に備えてチューリップを育てています。玄関では熱帯魚を飼育しています。戸外活動では、近隣の豊かな環境を生かし、美しが丘公園、山内公園、平川神社等に散歩に行き、身近な自然と触れ合っています。また、高齢者施設への訪問も行い、世代間交流も行っています。園の特徴でもあるリトミック、英語教室、体操教室を実施し、豊かな保育を提供しています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>●0歳児の体力、睡眠、休養、活動への配慮として、家庭で過ごしているのと同様に、長時間安定して過ごすことに適した生活環境と遊びに工夫をして配慮に努めています。特に、0歳児が安心・安定できるよう、保育士等と愛着関係(情緒の安定)の構築に努め、担当保育士を固定しない緩やかな体制で愛着関係を育んでいます。職員は、子どもの表情一つひとつを大事にし、子どものアクションに応じて応答的な関わりを大切にしています。0歳児が、興味や関心を持つことができるよう生活や遊びに工夫しています。玩具の入れ替え等はその時々の子どもの興味・関心を見逃さないよう努め、適切に行っています。食事では、食事の姿勢等が崩れたら保育士の膝の上で食事を提供する等、配慮しています。保護者との連携では、ICT化「コドモン」を導入して情報を共有しています。</p>		

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>●この時期を養護と教育の一体的な展開の基礎を作る時期と捉え、また、3歳以上児における「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の基礎を作る大切な時期とし、一人ひとりの子どもの状況に応じて、衣服の脱着等、子どもが自分の力で取り組もうとする気持ちを尊重して援助しています。探索活動では、探索が十分に行えるような環境を整備し、対応しています。子ども一人ひとりに合わせて成長や発達、状況に合わせた個別の関わりを大切に保育しています。また、子どもの自我の育ちを受け止め、職員等は適切な関わりをしています。友だちとの関わりでは職員等が仲立ちをする等、人間関係の基礎作りを支援し、様々な年齢の子どもや、職員以外の大人との関わりを持つ機会を設けています。栄養士や他の職員が関わることや散歩時に地域の方に声かけをする等、交流する機会を大切にしています。一人ひとりの子どもの状況に応じて家庭と連携した取り組みや配慮がなされています。1歳児は、フォークの使用、手をつないでの散歩等、2歳児は、トイレトレーニング、うがい開始、箸の導入、歯ブラシの使用、はさみの使用等について保護者と連携して進めています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>●3歳児は、個人の興味・関心と集団での活動を並行して園生活を過ごしています。保育では、集団の中で安心・安定を確保しながら、遊びを中心とした子ども一人ひとりの興味や関心のある活動に取り組めるよう環境を整えています。異年齢保育では、お兄さんお姉さんとの関係も加わり、豊かな人間関係を育んでいます。また、自我を生かしつつ集団生活が進められるよう職員は適切にサポートしています。玩具は、年齢に合わせてセットして自分の好きなものを選べるようにしています。4歳児の保育では、集団の中で自分の力を発揮することをねらいとし、友だちとも楽しみながら遊びや活動に取り組めるよう環境を整えています。4歳児では、大人が入りすぎないように配慮し、子どもは自ら遊びに集中して遊んでいます。5歳児の保育に関しては、集団の中で一人ひとりの子どもの個性を生かし、友だちと協力して1つのことをやり遂げるといった活動や創造した遊び等に取り組めるよう環境を整え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」についても身に付けられるよう支援しています。また、アプローチプログラムを実施し、就学を見据えたスターティングプログラムにつなげています。子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等については、保護者や地域・就学先の小学校等に保育所児童保育要録を通じて伝えています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>●保育園内はバリアフリーであり、園舎は建物の1階にあります。設備は障害に応じた環境整備が成されています。障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けて保育に当たります。基本的には統合保育を実施し、他児と一緒に保育を行います。計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行い、子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるように援助していきます。保護者との連携を密にし、子どもたちの園生活に配慮します。必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けられる体制を整備しています。園では、これまで障害児の受け入れ実績は無く、障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画の見直しや整備はこれからです。障害のある子どもの入園に備えて、定期的な指導計画の整備、職員に対して研修を行うことが望まれます。</p>		

【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>●子ども一人ひとりの体力を考慮し、子どもの様子により保育途中でも休養させています。季節感を演出し、家庭的な雰囲気子どもがゆったりと過ごすことができるよう環境を整えています。子どもの状況に応じて、穏やかに過ごせるよう配慮しています。年齢の異なる子どもと一緒に過ごせるよう生活、遊びに配慮しています。夕方の延長保育では合同保育になります。年齢にあった遊びができる環境設定に努めています。保育時間の長い子どもには、家庭の要望に応じて夕方の補食の提供を行っています。長時間保育の子どもがゆったり過ごせるよう配慮し、職員間の引き継ぎにも伝達漏れのないよう、担当保育士と保護者との連携が十分に取れるよう努め、なるべく多くの保護者と話せるよう声かけに努めています。延長保育では、保育士が交代することを考慮し、職員間の引き継ぎ業務への連携強化等、子ども主体の保育の連続性について、さらなる配慮に期待されます。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>●計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われています。小学校の秋祭りに5歳児が招待を受け、また、2月3日には、5歳児が小学校へ遊びに行き、1年生が迎えてくれています。近隣に小学校があり、交流や連携がよく取れています。保育士等と小学校教員との意見交換や、合同研修を行う等、就学に向けた小学校との連携を図っています。幼保小連携連絡会議が例年3、4回開催され、担当職員が参加して交流を図っています。5歳児の担任は保育所児童保育要録を作成し、園長が確認の上、該当小学校へ提出しています。さらに、保護者に対して小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられることが望まれます。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●子どもの健康管理に関する規定に基づいて一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。子どもの体調悪化、園内でのケガ等については、その日の内に保護者に伝えると共に、事後の確認も翌朝、必ず行うようにしています。子どもの保健に関する計画を作成し、毎日の問診や、日々の保育内での観察、昼礼での周知、共有を行い、記録しています。午睡のチェックもマニュアルに基づき、健康管理に配慮し、SIDSに関しては園内研修やチェックシートで取り組んでいます。午睡のチェックは、乳児は0歳児が5分ごと、1歳児が10分ごと、2歳以上は15分ごとに実施し、家庭へもSIDSに関する注意喚起を行っています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>●健康診断・歯科健診については、看護師を中心に記録の管理を行っており、関係職員に周知しています。健康診断・歯科健診の結果は保健計画等に反映させ、保育に生かしています。また、家庭での生活に生かされるよう健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えています。特に、必要に応じて(要再検)かかりつけ医への受診を薦めています。</p>		

【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>●アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。慢性疾患等のある子どもについては、医師の指示の下、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。保護者との連携を密にし、保育所での生活に配慮しています。アレルギーを持つ子どもや、離乳食開始の子どもへの保護者へは、献立を事前に配付して、食べさせたことがない食材を確認してもらい対応しています。職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について、研修等により必要な知識・情報を得、技術を習得しています。アレルギー児の給食では、専用トレイ、色の違う食器、ネームプレート(名前、除去食品名)を使用し、栄養士、職員間でチェックを行い、誤食に十分留意しています。アレルギー児に対して保護者や栄養士、職員が情報をしっかり共有しながら対応や配慮を行っています。園では、アレルギー疾患のある子どもについて、他の子どもにアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取り組みを行っています。しかし、他児の保護者へは、個人情報のこともあり控えています。今後、保護者に対しても理解を促し、情報を共有できるよう期待されます。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>●食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画の1つとして食育計画を位置づけ、取り組みを行っています。食育計画に沿った調理実習や植物の栽培・収穫を年齢に応じて行っています。子どもが楽しく、落ち着いて食事を取れるように環境を整えています。給食は委託ですが、食育や給食会議を通して職員間の情報交換を行い、普段から食事に関して伝え、子どもの食育活動につなげています。食器は、強化磁器製を使用し、食器の材質や形等にも配慮しています。乳児はスプーンですくい取りやすいスタッキング型食器を採用しています。個人差や食欲に応じて量を加減できるように工夫し、子どもの年齢に合わせて盛り付けを行い、完食の満足感を体験できるようにしています。食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助しています。子どもが食について興味・関心を深めるよう、取り組みを行い、オーナーの畑でさつまいもを栽培して収穫体験を行い、クッキング等、食育活動に力を入れています。子どもの食生活や食育に関する取り組みについては、家庭と連携して行っています。今日の食事のサンプルを並べ、レシピを配付したり、おやつレシピも提示して家庭で子どもと一緒に作ってもらえるよう家庭での食育にも力を入れています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>●一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしています。保育士は、子どもの食べる量や好き嫌い等を把握し、人気メニュー等も把握しています。残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映しています。子どもたちは良く食べ、残食はほとんど無いようですが、巡回において調理への発見もあり、食材の切り方、刻み方の工夫に生かしています。季節感のある献立を心がけ、旬の食材、季節の食文化等については給食だよりで紹介するようにしています。地域の食文化や郷土料理、行事食等も積極的に取り入れています。普段から栄養士に子どもの喫食状況を伝え、栄養士は食育や行事食の際には子どもの様子を見に来ています。喫食量の記録を取り、月1回の給食会議で栄養士と共有をし、美味しい食事提供に生かしています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●連絡帳を通しての情報交換だけでなく、昨年8月よりICT化アプリ「コドモン」を導入して保護者との連絡、情報交換、情報共有を行っています。また、降園時に保護者の方への伝達事項や子どもの様子を伝え、情報共有を図っています。保育のねらいや保育内容については、保護者の理解を得る機会（懇談会、個人面談等）を設け、詳細に伝えるようにしています。様々な機会を活用し、保護者と一緒に子どもの成長を共有できるよう支援に努めています。家庭の状況、保護者との情報交換の内容等は必要に応じて記録しています。保護者と保育園との情報共有について、送迎時の保護者と職員の会話、連絡帳、掲示物等で1日の子どもの様子を伝えています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●日々、保護者とコミュニケーションを図り、保護者との信頼関係を築くよう心がけています。保護者からの相談ができるよう日々のコミュニケーションを大切にし、相談内容には直ぐに応えられるように努めています。内容によっては、園長や主任に相談して返答をするようにしています。保護者の就労等の個々の事情に配慮し、相談に応じられるよう取り組んでいます。保育相談、トイレトレーニング等、保育所の特性を生かした保護者への支援を行っています。受けた相談内容は、適切に記録に残しています。相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、主任、園長等から助言が受けられる体制を整えています。担任では対応できないケースは主任、園長が同席し、複数の職員で話を聞くよう工夫しています。</p>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>●虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう心がけ、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。親子の些細な変化にも注意する目を持つ「気づき」を大切にしています。虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制を整えています。虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をするようにしています。職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動等を始め、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取り組みを行っています。児童相談所等の関係機関との連携を図る体制を整え、虐待等権利侵害を発見した場合の対応等について、虐待に関するマニュアルを整備し、研修やチェックシートを実施し、心構えに努めています。マニュアルに基づく園内研修は6月、10月、2月に実施しています。コロナ禍において自粛期間中の4月7日から2週間に1回、家庭に電話して状況のヒアリングを行いました。また、ホームページに食育クック情報を発信し、家庭支援を行う等、アフターフォローができています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>●指導計画の振り返りについて、職員間で記録や話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っています。週案でのねらいに対して自己評価を行い、週ごとに改善点を考え、振り返り、保育の質の向上のために取り組んでいます。乳児は複数担任の為、クラスリーダーが中心となり月1回、担任全員のクラスミーティングを行い、子どもたちの育ちや保育内容について話し合いを実施しています。職員個人の自己評価について、ニチキッズ美しが丘保育園では、職員が記入した目標管理シートに基づいて、9月と3月に園長面談で自己評価を行います。この従来からの自己評価に加えて、今年度から社会福祉法人日本保育協会の自己評価課題表による自己評価も併用して取り組み、資質向上、保育の質の向上に向けて研鑽を図り、より良い園作りへと努めています。さらに、指導計画の振り返りについて、年間計画のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ期欄に自己評価を取り入れ、丁寧に計画の見直しをされると尚良いと思われれます。また、職員個人の自己評価を集計し、その課題から園全体の課題を抽出し、その課題を園の次年度及び中・長期期計画に落とし込み、各課題解決のための工程表を作成され、工程管理できるような取り組みを期待いたします。</p>		